



独立行政法人国立高等専門学校機構

和歌山工業高等専門学校

National Institute of Technology (KOSEN), Wakayama College

和歌山高専教育研究支援基金 趣意書

本校の活動へのご支援のお願い

和歌山高専教育研究支援基金は、国からの年々度重なる基盤的経費の減額状況を踏まえ、本校の財政基盤を強化することにより、本校の学生支援、本校教職員の教育研究振興等に資することを目的として、平成 29 年 11 月 29 日に設立いたしました。この基金を、本校学生に対する奨学金、海外留学支援等の学生支援事業や、本校の教育研究環境の充実、研究者等の教育研究支援事業に活用し、本校の教育研究環境等の更なる発展を目指してまいりたいと考えております。

つきましては、誠に恐縮に存じますが、基金の趣旨にご賛同いただき、本校の発展のため、なにとぞ格別のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

独立行政法人国立高等専門学校機構

和歌山工業高等専門学校 校長

基金の目的

1. 本校学生に対する奨学金、課外活動助成、海外留学支援等の学生支援事業
2. 本校の国際学術交流事業、学生の国際交流事業
3. 本校の教育研究環境の充実、研究者等の教育研究支援事業
4. 地域社会との連携事業（公開講座、講演会の開催等）、卒業生、同窓会等との連携事業
5. 本校の教育研究等施設整備、アメニティの向上等のキャンパス整備事業
6. その他、基金の目的達成に校長が必要と認めた事業

基金要項

1. 基金団体

独立行政法人国立高等専門学校機構 和歌山工業高等専門学校

2. 期間

平成29年11月から開始し、恒久的事業として活動を行っております。

3. 寄附金の額

個人の方：1口 1,000円（口数上限なし）

法人の方：1口 10,000円（口数上限なし）

4. 寄附金の対象

本事業に賛同する法人等（企業・団体等）および個人

5. インターネットによる寄附金お申込み

以下のURL（本校ホームページ）から、お手持ちのパソコン、スマートフォン等での申し込みが可能です。※5. 寄附金の申込方法の項目をご覧ください。

<https://www.wakayama-nct.ac.jp/about/donation/fund/>



インターネットによるお申込みでは、各種クレジットカード（Visa, Master, JCB, AMEX）や、コンビニ決済、Pay-easy 決済の利用が可能です。



寄附金受領書等、税法上の優遇措置に関する書類はご自宅（法人にあっては法人住所）にお送りさせていただきます。

文書による寄附お申込み方法は次のページへ→

6. 文書によるお申込み

「和歌山工業高等専門学校教育研究支援基金申込書」（以下、申込書）に必要事項をご記入の上、和歌山工業高等専門学校教育研究支援基金運営委員会事務局（総務課 総務・企画係）宛（以下、事務局）に郵送またはメールにてお申込みください。なお、申込書は本校ホームページよりダウンロードいただくか、郵送を希望される場合は事務局に電話またはメールにてご連絡ください。

「申込書」を事務局で受領した後、振込先を記載した「寄附金振込依頼書」を交付いたしますので、お手数ですが、各金融機関から寄附金をお振り込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、振込み手数料につきましては、誠に恐縮ではございますが、寄附者様にて、ご負担をお願い申し上げます。

これまでの寄附金活用事例

平成29年に設置されてから今日まで、多くのご支援をいただいたことにより、以下のような使途で活用をさせていただいておりますので、一部ご紹介いたします。

- ・ 学生の国際学会参加費
- ・ 海外留学支援経費
- ・ Good Practice Award（学生表彰経費）
- ・ 校内木製ベンチ購入
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急対応（困窮学生への修学支援）
- ・ 学生憩いの場テーブルセット購入
- ・ 校内学習塾講師（学生）の人件費
- ・ 図書館閲覧機購入
- ・ 学食用テレビ購入
- ・ オープンラウンジへの目隠しフィルム施工
- ・ 課外活動応援グッズ購入
- ・ 教室内施設修繕費
- ・ その他学生支援に関する経費



【木製ベンチ、テーブルセット導入】

○寄附に対する税制上の優遇措置

・所得税

所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金（所得税法第 78 条第 2 項第 2 号）及び法人税法上の金額損金算入が認められる指定寄附金（法人税法第 37 条第 3 項第 2 号）として財務大臣から指定されています。

従って、寄附金については次のような優遇措置が講じられます。

○個人寄附……2 千円を超える部分について当該年所得の 40%を限度に当該年の所得から控除

○法人寄附……全額損金算入 寄附金の全額を損金に算入することができます。
（寄附額が当該事業年度に係る損金算入限度額を超える場合には、当該損金算入限度額に相当する金額）〔法人税法第 37 条 3 項第 2 号〕

・個人住民税

都道府県、市町村の条例で独立行政法人国立高等専門学校機構が寄附金税額控除の対象とされている場合、所得税の寄附金控除に加えて、住民税の控除が受けられる場合があります。

詳しくは、居住している都道府県・市区町村に問い合わせてください。

・寄附金控除を受けるための手続きについて

確定申告期間に、本校（独立行政法人国立高等専門学校機構 和歌山工業高等専門学校）が発行した「寄附金受領書」を添えてお近くの税務署に申告してください。なお、個人住民税の寄附金控除のみを受ける場合には市区町村において簡易な手続きで済ませることができます。

○寄附者の顕彰

ご寄附頂いた方のご芳名、法人名等を本校のホームページ等に掲載させていただきます。

（公表を希望されない場合は、寄附申込書等にてその旨のご記入をお願いいたします。）

○個人情報の取扱いについて

ご寄附により取得しました個人情報につきましては、和歌山高専教育研究支援基金事業にのみ使用させていただきますとともに、本校の規則に基づき厳正に管理します。

本件に対するお問い合わせ先

〒644-0023 和歌山県御坊市名田町野島 77

和歌山工業高等専門学校教育研究支援基金運営委員会事務局（総務課総務・企画係）

電話番号 0738-29-8210

FAX 番号 0738-29-8216

メールアドレス kikaku@wakayama-nct.ac.jp



本校ホームページ